

第２２回参議院議員通常選挙 選挙特報第２号（抜粋）

１ 第２２回参議院議員通常選挙の管理執行について

総行管第１７６号

平成２２年５月１３日

各都道府県選挙管理委員会委員長 殿

総務省自治行政局選挙部長

※本件は、正式通知に代わるものである。

近く執行される第２２回参議院議員通常選挙の管理執行については、下記事項に特に留意のうえ、遺漏のないよう万全の措置を講じられますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対しても、この旨を通知するとともに、その周知に万全を期されますようお願いいたします。

なお、他の団体の取組も参考に、選挙事務全般について一層の改善、合理化に努めていただくようお願いいたします。

記

第４ 投票について

- 選挙人は参議院比例代表選出議員選挙については参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を、参議院選挙区選出議員の選挙については候補者の氏名を記載して投票することとなっているが、投票の記載方法の混同等が生ずることのないよう選挙人への周知並びに投票所における説明及び案内に特に配慮すること。

２ 投票用紙の区分

無効投票の減少及び開票事務の円滑化を図る見地から、平成２２年２月９日付け管理課長内かんでお知らせしたとおり、参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙は白色地の紙に赤色のインクで、参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙は薄い黄色地の紙に黒色のインクで印刷された投票用紙とするこ

と。

なお、視覚障害者自らが投票用紙の種類を識別できるように、点字投票用紙に点字で選挙の種類を表示することについて、積極的に検討されたいこと。
その際、点字の表示位置については、投票用紙の右上から右下にかけて表示することとし、表示内容についても、選挙の種類をより正確に表示することが望ましいこと。

5 投票所及び期日前投票所

- (1) 投票所及び期日前投票所は、選挙人の便宜を考慮して当該投票区の中で最も適切な施設を選定して設けること。その際、高齢者や歩行が困難な身体障害者等の便宜のため、エレベーター等昇降設備のない2階以上の室に設けることは避けるよう特に留意すること。

なお、投票所及び期日前投票所は、投票の秘密や選挙の公正を確保するために必要な場所及び設備を有し、投票所の秩序を適切に保持することができる場合には、駅構内やショッピングセンター等頻繁に人の往来がある施設においても設置することが可能であるので、当該施設への設置について十分検討の上、積極的に措置すること。

- (2) 投票所及び期日前投票所の設備等については、別途通知する「投票所の設備等に関する留意事項について」を参照の上、選挙人が利用しやすいものとなるよう、積極的な措置を講じること。特に、投票所内の設備の配置等については、選挙人にわかりやすくするため、案内図の掲示、順路の明示等適切な措置を講ずるとともに、視覚障害者や歩行が困難な身体障害者の誘導等について、十分な配慮を行うこと。

- (3) 投票区の増設については、平成22年4月30日付け総行管第145号総務省自治行政局選挙部長通知の趣旨を踏まえ、特に、中山間地域等における高齢者等、投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保に十分配慮すること。

- (4) 投票所の開閉時間の繰上げ又は繰下げについては、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限られているところであり、当該規定の適用に当たっては、地域の実情を精査し十分な検討を行った上で、厳正に対応するとともに、必要に応じて十分に説明するよう努めること。

特に、投票所の開閉時間については、選挙人に混乱が生じないよう、投票所入場券や各種広報媒体の活用等により、あらかじめ十分な周知を行うこと。

8 代理投票

代理投票の制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を持つものであるので、その手続は法令の定めるところにより、適正に実施しなければならないものであり、特に一人の補助者のみで代理投票を行うことなど絶対にならないよう留意すること。

9 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚障害者である選挙人、投票管理者等に対し周知徹底すること。

また、点字器等点字投票に必要な器材は、例えば点字板のように選挙人が使用しやすいものを選択するとともに、選挙人からの申出に迅速に対応できるよう、あらかじめ必要な数量を用意をしておくこと。

第２２回参議院議員通常選挙 選挙特報第２号（抜粋）

７ 投票所の設備等に関する留意事項について

総行管第１８１号

平成２２年５月１３日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部管理課長

※本件は、正式通知に代わるものである。

第２２回参議院議員通常選挙の管理執行については、種々御尽力いただいているところですが、投票所（期日前投票所を含む。以下同じ。）の設備等について、下記事項に特に御留意の上、遺漏のないよう貴都道府県内の市区町村選挙管理委員会に対する周知に万全を期されますようお願いいたします。

記

- １ 投票所内においては、選挙人が選挙を身近なものと感じ、明るい雰囲気できれいに投票できるように創意工夫を凝らすこと。
- ２ 高齢者や歩行が困難である身体障害者等の便宜のため、投票所に段差がある場合にスロープを設置するほか、幅が広く堅固な投票記載台を用意する、投票の記載に必要な選挙人のために文鎮を用意するなどの適切な措置を講じること。
- ３ 選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は、投票所に入ることができることとなっているので、その取扱いに留意すること。

- 4 投票が円滑に行われるようにするため、投票所内の入口等に投票の順序、投票所の見取図を掲示するほか、投票所内においては選挙人の投票のための順路を適切な方法で明示するなどの措置を講じること。

また、投票所を設置した施設の敷地の入口から投票を記載する場所までの間に段差等の障害がある場合には、段差を解消するなど適切な措置を講ずること。

- 5 投票用紙の交付については、選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙の交付に誤りのないよう、別々に交付するなどの適切な措置を講じること。

また、選挙人が投票を行うに際し、選挙区選挙と比例代表選挙との混同による誤解により無効投票が生じることを防ぐため、投票用紙の交付の際に選挙の種類について口頭で説明するとともに、投票所内の適切な場所に投票の方法に関する表示を行うなどの適切な措置を講じること。

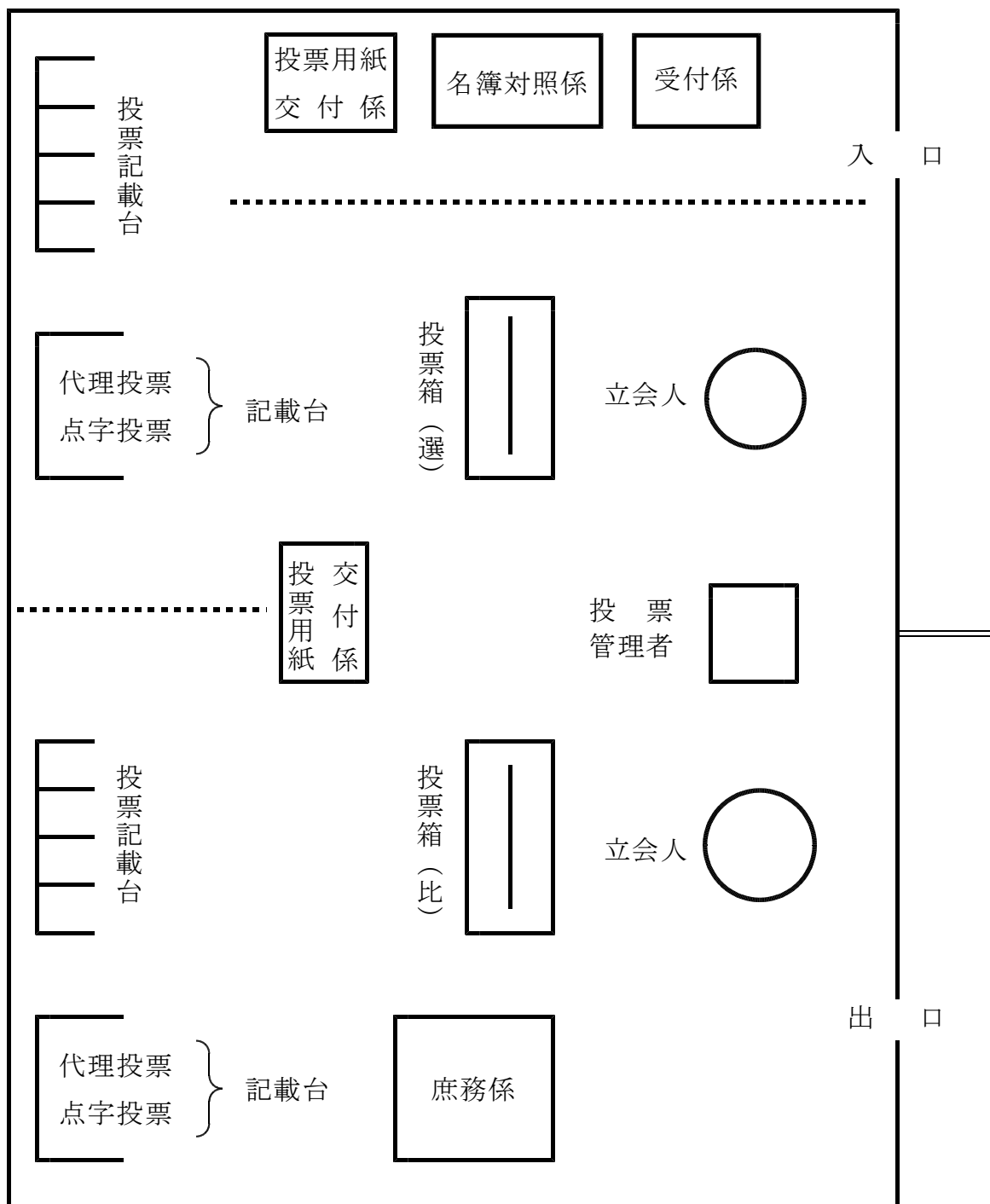
- 6 公職選挙法第175条に規定する氏名等の掲示に当たっては、当該掲示事項について誤りのないよう万全を期されたいこと。

また、投票所に必要な数量の虫めがねや老眼鏡を備え付けることのほか、投票記載台に照明灯を設置するなどして、選挙人にとって見やすいものとなるようできる限りの便宜を図ること。

なお、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等の掲示については、別途通知する「参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等の名称等及び参議院名簿登載者の氏名の掲示について」を参照すること。

(参考)

投票所の配置例



- 備考 1 投票所内の設備は、投票管理者、立会人席からよく見通し得るように配置すること。
- 2 代理投票、点字投票記載台は、余裕がある場合は一般の記載台と多少の間隔をおくこと。
- 3 は通行止めの縄を示す。  は衝立を示す。